

陳 情 文 書 表

受理番号・受理年月日及び件名	陳情第104号 (03.06.14) 鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業に関する陳情
陳情の要旨	<ol style="list-style-type: none"><li>1. コロナ禍において、地権者や住民への丁寧な説明ができない間は、計画をいったん中止すること。</li><li>2. 事業計画（案）の作成については、住民と地権者への丁寧な説明と合意、そして意見を十分にくみあげること。</li><li>3. 兵庫商業高校跡地の活用については、広範な北区民の意見を聞くこと。</li></ol>
陳情者の住所及び氏名	神戸市北区 鈴蘭台のまちづくりを考える会 柴田勝博
送付委員会	都市交通委員会

令和3年6月14日

神戸市会議長  
坊 やすなが 様

陳情者

神戸市北区

鈴蘭台のまちづくりを考える会

世話人 柴田 勝博

#### 陳情趣旨

2月6日の都市計画審議会を経て、鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業が3月16日に都市計画決定されました。鈴蘭台幹線道路とあわせて公園と、土地区画整理の範囲を決定する内容です。土地区画整理事業は、「減歩」と称し、地権者や住民の土地・財産を、無償で市が収用するものです。

地元の地権者が、この決定を不服として、6月10日に神戸市に対し不服審査請求を提出しています。地権者にとって不利益が生ずるにもかかわらず、区画整理事業を唐突に提案していることや、神戸市の説明の不十分さなど、地元の方の不信・不満が出るのは当然です。今からでも、市として地権者に対して丁寧な説明を聞く場を用意する必要があるのではないのでしょうか。

また、緊急事態宣言が再々発令される中、コロナ感染拡大防止のため、まちづくり協議会の通常総会は「書面開催」と聞きます。地元住民や地権者が集まり意見を言う場すらもてません。事業についても、また、まちづくり協議会の総会開催も、コロナ収束まで延期すべきです。

土地区画整理事業の具体化はこれからですが、市は、事業計画を広く市民に周知し、地権者に丁寧に説明する責任があります。住民や地権者の意向や意見を十分に聞いて、計画は具体化すべきです。

ところが、協議会の設立総会の場では、市が委託するコンサルが「事業に反対するのだったら裁判でもなんでもしてください」などと発言しました。コンサルのこのような暴言を放置し、注意もせず、市民の税金を使い、いまだに参加させている神戸市の責任は重大です。

さらに、兵庫商業高校跡地の活用について、いろんな地域団体から、公共施設の誘致をと要望があがっています。広く北区民の声をくみ上げた真摯な検討を要望します。

#### 陳情事項

- 1、コロナ禍において、地権者や住民への丁寧な説明ができない間は、計画をいったん中止すること。
- 2、事業計画(案)の作成については、住民と地権者への丁寧な説明と合意、そして意見を十分にくみあげること。
- 3、兵庫商業高校跡地の活用については、広範な北区民の意見を聞くこと。

## 鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業に関する陳情

陳情第104号

都市局

陳 情 要 旨 等	
陳情者	神戸市北区 鈴蘭台のまちづくりを考える会 柴田 勝博
陳情要旨	<p>【陳情第104号】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. コロナ禍において、地権者や住民への丁寧な説明ができない間は、計画をいったん中止すること。</li> <li>2. 事業計画（案）の作成については、住民と地権者への丁寧な説明と合意、そして意見を十分にくみあげること。</li> <li>3. 兵庫商業高校跡地の活用については、広範な北区民の意見を聞くこと。</li> </ol>
陳 情 に 対 す る 神 戸 市 の 考 え 方	
<p>平成27年4月に、区の地域代表者などで構成される北区民まちづくり会議より、鈴蘭台駅周辺道路の早期整備等について提言をいただいた。平成28年7月には、市で鈴蘭台幹線の整備について「アンケート調査」を実施し、平成29年7月からは、市が主体の「勉強会」（11回開催）を行い、アンケート結果や勉強会での意見を踏まえ、市から「土地区画整理事業によるまちづくりが最適でないか」と提案し説明してきた。</p> <p>平成30年11月には、地域で「鈴蘭台駅北地区まちづくり協議会準備会」を結成し、意見交換会を含めて10回話し合いを重ねてこられた。</p> <p>令和元年10月には、準備会で「まちづくり協議会の設立」、「活動区域」、「鈴蘭台駅北地区まちづくり構想（素案）」の内容について「住民アンケート」を実施し、7割を超える回収率と8割を超える賛同率を得た。</p> <p>令和2年6月には、これまでの話し合いやアンケートの結果を受けて、正式に「鈴蘭台駅北地区まちづくり協議会」が設立され、7月には「鈴蘭台駅北地区まちづくり構想」が市へ提出された。構想には、「鈴蘭台幹線の早期整備」、「土地区画整理事業手法の導入」、「兵庫商業高校跡地活用」などが提案されている。</p> <p>これを受けて市では、土地区画整理事業案について、まちづくり協議会を対象に全体説明会を2回、個別説明会を1週間行い、その後、鈴蘭台駅周辺の広いエリアを対象として、都市計画案の説明会を2回実施し、令和2年12月の縦覧後、令和3年3月16日に都市計画決定し、都市計画ミニニュース29号を3月19日に発行し、広く周知してきたところである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. コロナ禍において、地権者や住民への丁寧な説明ができない間は、計画をいったん中止すること。</li> <li>2. 事業計画（案）の作成については、住民と地権者への丁寧な説明と合意、そして意見を十分にくみあげること。</li> </ol> <p>上記経過のように十分に地権者と話し合いながら、土地区画整理事業の都市計画決定を行ったところであり、今後、事業計画を市でまとめていくことになる。</p> <p>事業計画案に記載される「設計の概要」、「施行期間」、「資金計画」などをまとめていくにあたっては、区域内の土地・建物所有者の意向把握が大切と考えている。</p> <p>そこで現在、各地権者の「宅地の売却意向」、「換地場所の希望」、「区画道路について」のご意向を確認するべく、電話対応や、地権者の希望があれば、換気や消毒、アクリル板の設置など新型コロナウイルス拡散防止措置を講じての現地相談所での説明を行っている。</p> <p>引き続き、感染防止に十分留意しながら、丁寧な意向把握に努めていく。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3. 兵庫商業高校跡地の活用については、広範な北区民の意見を聞くこと。</li> </ol> <p>兵庫商業高校跡地の活用については、これまでも平成27年度に北区民まちづくり会議からの提言、平成29年度に周辺住民や通勤・通学者に対するアンケート調査および民間事業者へのヒアリング、平成30年度にはサウンディング型市場調査による事業者との対話も行い、それらの結果についてはまとめて公表している。</p> <p>引き続き、民間事業者に事業計画案で市が示す道路、公園をふまえた宅地の有効活用案などを聞きつつ、「活用方針案」をまとめ、北区民まちづくり懇話会などで報告し意見を聞きながら「活用方針」をまとめ、その方針に従って公募売却を行う予定である。</p>	